

いじめ防止等対策の取り組みについて

東京工業高等専門学校

	点検項目	令和５年度の実施に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教育研究会やオンライン研修、通知文で周知および意識啓発を図った。併せて、理解度テストを実施した。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知、意識啓発を図る。	継続実施
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	計画的に学校いじめ対策委員会（計6回）を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例についての情報共有、学校のいじめ対策等について協議した。	引き続き、定期的（概ね2か月に1回）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有、必要な措置の協議等を行う。	継続実施
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教員及び技術職員を対象とし、教育研究会において学生主事の講話を行ったほか、教育研究会に参加していない全教職員を対象として、オンラインでの研修（資料の確認、理解度テスト）を実施した。	引き続き、年1回以上教職員を対象とした研修を企画、実施する。	継続実施
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学校いじめ防止基本計画において、学校いじめ対策委員会の役割を定め、周知している。	引き続き、いじめ防止週間等に併せた周知等により、意識啓発を図る。	継続実施
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会において、学校いじめ防止プログラムを策定し、全教職員に通知した。	引き続き、会議や研修等において周知する。	継続実施
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教育研究会などの教職員集会の場や通知において、学生の気になる様子を把握した場合に、学校いじめ対策委員会へ報告するよう周知した。	引き続き、教職員向け研修や通知等において周知徹底する。	継続実施
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	重大事態の定義について、学校いじめ対策委員会への報告様式等に記載し、周知した。また、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」における学校いじめ対策委員会の役割について定めている。	引き続き、いじめ防止週間等において定期的な周知、意識啓発を図る。	継続実施
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ又はいじめの疑いのある事案毎に、関係教職員間で情報共有できる仕組みを利用している。	引き続き、情報共有体制を維持する。	継続実施
9	令和4年度の実施状況に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和5年度の実施状況を検証し、令和6年度の学校いじめ防止プログラムに反映した。	引き続き、毎年検証を行う。	継続実施
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回実施し、結果等を学校いじめ対策委員会で共有した。	引き続き、毎年実施する。	継続実施
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	学校いじめ対策委員会の構成員として、心理・福祉等に関する知識を有するものを置いており、学校いじめ対策委員会を介し教職員間で情報共有できる体制を構築、運用した。	引き続き、スクールカウンセラー等と連携し、情報共有体制を維持する。	継続実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生集会において、学生主事から講話を行った。	引き続き、研修を企画・実施する。	継続実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生集会において主事講話を行うとともに、いじめ防止週間で学生に周知した。	引き続き、いじめ防止週間等において、定期的な周知、意識啓発を図る。	継続実施
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生が主体的にいじめ問題に行動できるよう、学生会や各部・同好会の代表者が参加するリーダーズ研修において、先行事例等を示した。	引き続き学生会に促してゆくとともに、必要なサポートを行う。	継続実施
15	学校がいじめ防止の実施について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページにおいて、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	引き続き、ホームページにおいて、学校がいじめ防止基本計画等を周知する。	継続実施
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止・早期発見・事案対処マニュアルにおいて、被害・加害双方の保護者に対して、学校いじめ対策委員会が中心となり説明・連携することとしている。	マニュアルに掲載するとともに、引き続き周知徹底する。	継続実施
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者で構成される「参委会」において報告し、各委員から意見を聞く場を設けている。	引き続き、参委会との連携・協力体制を維持する。	継続実施
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	学校いじめ防止基本計画に掲載するとともに、警察等外部機関との連携体制を確認した。	引き続き、外部機関と連携を図る。	継続実施